

## 令和元年第1回臨時会

# 歌志内市議会会議録

## 第1日目（令和元年5月14日）

---

○議会事務局長（中嶋孝君） おはようございます。

臨時会の開会に先立ちまして、村上市長から議員の皆様にご挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

村上市長、御登壇願います。

### 市長挨拶

○市長（村上隆興君） —登壇—

臨時会の開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、皆様の栄えある御当選、心からお祝いを申し上げます。

緑出る5月、我が国は令和という新しい時代を迎えました。このたび当選された皆様におかれましては、これと軌を一にして任期が始まり、今、意気込み新たに活動を始められたことと存じます。

御承知のとおり、現在、本市におきましては10年間にわたる総合計画に基づき、基本理念であります「みんなで創る笑顔あふれるまち」の実現に向け鋭意取り組んでおりますが、課題、難題は山積し、まちづくりはいまだ道半ばであります。

しかしながら、私たち行政は、歌志内の未来のために市民の皆さんの幸せの実現のために歩みをとめるわけにはまいりません。

これらの課題解決に向け、全力を傾注してまいりますので、皆様には任期中、多くの御苦勞をおかけすることと存じますが、地域住民の代表として市政への御意見、御指導を賜りますようお願いを申し上げ、お祝いの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

（午前 9時55分 開会）

### 臨時議長の紹介・挨拶

○議会事務局長（中嶋孝君） 本日は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、谷議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

谷議員、どうぞ議長席のほうにお越しくくださいますようお願いいたします。

〔年長議員谷秀紀君、議長席に着く〕

○臨時議長（谷秀紀君） おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました谷でございます。地方自治法第107条の規定により、議

長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行わせていただきます。議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

## 開会・開議宣告

○臨時議長（谷秀紀君） ただいまから、令和元年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## 仮議席の指定

○臨時議長（谷秀紀君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。  
仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

## 選挙第1号

○臨時議長（谷秀紀君） 日程第1 選挙第1号、議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（谷秀紀君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（谷秀紀君） 御異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に、川野敏夫さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長が指名いたしました川野敏夫さんを議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（谷秀紀君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川野敏夫さんが議長に当選されました。

ただいま当選されました川野敏夫さんが議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

皆様の御協力まことにありがとうございます。

川野議長、議長席にお着き願います。

[川野議長、議長席に着席]

### 議 長 就 任 挨拶

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま議員の皆様の御推挙によりまして、議長の要職に再度就任させていただくことになりました。

まことに身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げますとともに、責任の重さを改めて痛感しているところでございます。

私ども地方を取り巻く環境は、依然として厳しく、歌志内においては地域経済の活性化、財政運営のさらなる安定化、急激な少子高齢化や人口減少問題など、解決していかなければならない重要な課題が山積しております。

特に人口減少問題は、地域経済の低迷を招くばかりではなく、行政運営にも大きな影響があり、早急に解決をしていかなければならない課題であり、議会や行政など関係機関が一丸となって問題解決に取り組まなければなりません。

今回、2名の新しい議員を迎え、新体制でスタートすることになりますが、市民の代表として常に研さんを重ね、活力と魅力にあふれる、かつ安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが市民の皆様の一一致した願いであると認識しております。

この負託に応えるべく、皆様とともに頑張る所存であります。

もとより、微力な私でございますが、誠心誠意努力し、公正かつ円滑な議会運営を務めるとともに、より多くの市民の方々と接点をふやし、市民の声に耳を傾けながら、さらなる議会の活性化に務めてまいりたいと思う次第でございます。

皆様の御指導、御鞭撻、お願いを申し上げますとともに、市長を初め理事者の皆様にも、この行政の御指導をよろしくお願いしたいと思います。

これもちまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（川野敏夫君） ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

---

午前10時04分 休憩

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

### 議 席 の 指 定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

議席標をお立てください。

### 会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番能登直樹さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長（川野敏夫君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期を、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第5 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、報告2件と選挙9件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成31年第1回定例会以降昨日までの議会の動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 選 挙 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 選挙第2号。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、女鹿聡さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました女鹿聡さんを副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました女鹿聡さんが副議長に当選されました。

ただいま当選されました女鹿聡さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました女鹿議員から、御挨拶があります。

女鹿副議長、登壇の上、御挨拶をいただきます。お願いいたします。

### 副議長就任挨拶

○副議長（女鹿聡君） —登壇—

ただいま、議員の皆様方の御推挙によりまして、副議長の要職を務めさせていただくことになりました。まことに身に余る光栄に存じますとともに、心より感謝申し上げます。

また、その重責に身の引き締まる思いでございます。

これからは、議長の補佐役として副議長の任を全うするため、全精力を傾けて努力するとともに、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいります。

何とぞ今後とも、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心から感謝申し上げます。

簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

### 常任委員会委員及び議会運営委員会

#### 委員の選任

○議長（川野敏夫君） 日程第7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

行政常任委員会委員に、能登直樹さん、山崎瑞紀さん、山川裕正さん、下山則義さん、谷秀紀さん、本田加津子さん、女鹿聡さん、川野敏夫、以上、8名を指名いたします。

議会運営委員会委員に、能登直樹さん、山崎瑞紀さん、山川裕正さん、下山則義さん、谷秀紀さん、本田加津子さん、以上、6名を指名いたします。

ただいま選任いたしました行政常任委員会並びに議会運営委員会の委員の方々は、休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時24分 再開

### 日程追加の議決

○副議長（女鹿聡君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議長を交代いたしました。

川野議長は、一身上に関する事件のため退席されました。

川野議長から、行政常任委員会委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

議長の常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

議事日程の変更について、事務局長から説明いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 議事日程の変更について御説明いたします。

お手元の日程表の日程第8を9とし、順次繰り下げまして、日程第7の次に8として議長の常任委員会委員の辞任許可についてを追加願います。

以上であります。

### 議長の常任委員会委員の辞任許可について

○副議長（女鹿聡君） 日程第8 議長の常任委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

行政常任委員会委員の川野敏夫さんから、議長の職務を行う都合上、委員を辞任したいという申し出があります。

事情やむを得ないものと認め許可いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（女鹿聡君） 御異議なしと認めます。

したがって、行政常任委員会委員川野敏夫さんの常任委員会委員の辞任につきましては、許可することに決しました。

議長を交代いたします。

○議長（川野敏夫君） 議長を交代いたしました。

ここで、報告いたします。

行政常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長がそれぞれ選任された旨通知がありましたので、御報告いたします。

行政常任委員会、委員長谷秀紀さん、副委員長山崎瑞紀さん。

議会運営委員会、委員長本田加津子さん、副委員長山川裕正さん。

以上で報告を終わります。

### 選 挙 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 選挙第3号中空知広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

この件については、中空知広域水道企業団規約第5条第1項及び第2項の規定により、企業団議員2名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域水道企業団議会議員に、山川裕正さん、川野敏夫、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました山川裕正さん、川野敏夫の2名を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山川裕正さん、川野敏夫の2名が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山川裕正さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

なお、川野敏夫については告知を省略いたします。

### 選 挙 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 選挙第4号中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

この件については、中空知広域市町村圏組合規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に、能登直樹さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました能登直樹さんを中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました能登直樹さんが中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました能登直樹さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

## 選 挙 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 選挙第5号砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

この件については、砂川地区保健衛生組合規約第6条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に、下山則義さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました下山則義さんを砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました下山則義さんが砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました下山則義さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

## 選 挙 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 選挙第6号空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

この件については、空知教育センター組規約第6条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に山崎瑞紀さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました山崎瑞紀さんを空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山崎瑞紀さんが空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山崎瑞紀さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条

第2項の規定により告知いたします。

## 選 挙 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 選挙第7号石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

この件については、石狩川流域下水道組規約第5条第1項及び第2項の規定により、組合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に本田加津子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました本田加津子さんを石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました本田加津子さんが石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました本田加津子さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

## 選 挙 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 選挙第8号空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、空知中部広域連合規約第7条、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により、広域連合議員2名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に、谷秀紀さん、川野敏夫、以上、2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました谷秀紀さん、川野敏夫の2名を空知中部広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました谷秀紀さん、川野敏夫の2名が、空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました谷秀紀さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

なお、川野敏夫については、告知を省略いたします。

## 選 挙 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 選挙第9号中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

この件については、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第7条、第8条第1項、第2項及び第3項の規定により、広域連合議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に女鹿聡さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました女鹿聡さんの中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当

選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました女鹿聡さんが、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました女鹿聡さんが議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

## 報 告 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第16 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等の施行に伴い歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の7ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は地方税法等の一部を改正する法律等が、平成31年3月29日に公布され、同年4月1日までに施行が必要な部分について専決処分により改正をしたものでございます。

附則第7条3の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございます。控除期間の適用を2年間延長するほか、適用手続の要件緩和に伴い規定の整備を行うものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定でございます。

いずれも、地方税法等の改正に伴い、引用条文を整理するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例の規定でございます。

税率特例の改正に伴い、重課について今年度に限ったものとするなど、規定の整備を行うものでございます。

資料の8ページに参ります。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定でございます。附則第16条の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等の規定でございます。償却資産の取得期限等の延長に伴い、規定の整備を行うものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本分の附則に戻ります。

附則。

(施行期日)。

第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則第2条から第4条までは市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番(谷秀紀君) この本文の中に、平成45年という記述があるのです。資料にもありますが、この記述のまま生かしてよろしいのかどうか。もう令和元年に入っておりますので、その点について確認しておきたいと思えます。

○議長(川野敏夫君) 平間市民課長。

○市民課長(平間靖人君) このたびの条例改正につきまして、その平成と令和の今期という部分があるのですが、今回、専決ということでございましたので、専決の部分につきましては平成という形で元号を残すという形で整理させていただいております。

○議長(川野敏夫君) 谷秀紀さん。

○5番(谷秀紀君) これ条例案ですから、やはり文言はきちんと整理しておくべきではないかと私は思うのですが、これは後ほどやはり文言をきちんと訂正したものを差しかえすべきだと思うのですが、この点はいかがでしょう。条例案ですから。

○議長(川野敏夫君) 平間市民課長。

○市民課長(平間靖人君) 今回、専決ということで、この後、一般の条例改正がなされる中で令和という言葉が入ってまいりますので、この時点では平成という元号で整理したという形になります。

○議長(川野敏夫君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第5号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第17 報告第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について、御報告いたします。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

専決処分の理由は、歌志内市減債基金条例第2条の規定に基づき、減債基金への積み立てを増額すること及び除雪経費の増加に伴い予算額に不足が生じました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成30年度歌志内市一般会計補正予算（8号）。

次ページをお開き願います。

平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,476万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,384万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、25節積立金3,000万円の増額補正は、特別交付税の増額補正分を端数調整し、減債基金に積み立てるものであります。

これに伴い、平成30年度末減債基金の現在高見込額は、2億5,000万円となります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料、374万6,000円の増額補正は、急激な気温上昇に伴う市道等悪路の解消、交差点視距の解消及び市道への雪庇落雪解消など、市民生活にかかわる除排雪等の増によるものであります。

次に、15款1項1目とも予備費、101万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

9款1項1目1節とも地方交付税3,476万3,000円の増額補正は、特別交付税の増で、前年度に比べ1,077万9,000円、1.6%減の6億6,476万3,000円の交付決定があったことから、当初予算6億3,000万円に追加するものであります。

以上で、報告第6号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第6号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

## 議案第20号

○議長（川野敏夫君） 日程第18 議案第20号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第20号固定資産評価員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価員（無給）に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地97。

氏名、平間靖人。

生年月日、昭和36年10月2日。

職業、歌志内市市民課長。

提案理由は、平成31年4月1日付で、所管課長に異動があったので任命がえをしようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、これに同意することに決しました。

## 議 案 第 2 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第19 議案第21号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第21号監査委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠207番地7。

氏名、下山則義。

生年月日、昭和29年12月25日。

提案理由は、監査委員下山則義氏が、平成31年4月30日をもって任期満了となったので、再任しようとするものでございます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、これに同意することに決しました。

ここで、10分間、休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

## 議 案 第 2 2 号



○議長（川野敏夫君） 日程第20 議案第22号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第22号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料1ページをごらん願います。

第1条による改正につきましては、ふるさと納税制度の見直しにより、寄付金、税額控除などの規定を参考事項に記載の地方税法各条項に基づき整備するもので、本年6月1日から適用するものでございます。

次に、歌志内市税条例の一部改正。第2条関係でございます。

第36条の2は、市民税の申告の規定でございます。

個人の市民税の申告書、記載事項を簡素化する規定を整備するもので、地方税法第317条の2に基づき、令和2年1月1日から適用するものでございます。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定でございます。

いずれも、扶養親族申告書の記載事項に単身児童扶養者を追加する規定を整備するもので、地方税法第317条の3の2第1項及び第317条の3の3に基づき、令和2年1月1日から適用するものでございます。

第36条の4は、市民税に係る不申告に関する過料の規定でございます。

第36条の2の改正に伴い、規定を整備するもので、地方税法第317条の5に基づき、令和2年1月1日から適用するものでございます。

資料の2ページに参ります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定でございます。

本年10月1日から適用となる環境性能割において、電気自動車等を非課税とする臨時的軽減の規定を新設するもので、地方税法附則第29条の8の2に基づき、本年10月1日から適用するものでございます。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でございます。

附則第15条の2の新設に伴い条の繰り下げを行うほか、当分の間、北海道が行うこととなる環境性能割の賦課徴収に関する規定を追加するもので、地方税法附則第29条の9に基づき、本年10月1日から適用するものでございます。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定でございます。

消費税率引き上げに伴い、乗用に関する環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するもので、地方税法附則第29条の18に基づき、本年10月1日から適用するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でございます。

種別割の税率に係る重課の条文を整備するほか、令和2年度分及び令和3年度分の軽課の規定を追加するもので、地方税法附則第30条に基づき、本年10月1日から適用するものでございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でございます。

本市が行う種別割の賦課徴収に関する規定を整備するもので、地方税法附則第30条の2に基づき、本年10月1日から適用するものでございます。

次に、歌志内市税条例の一部改正、第3条関係でございます。

第24条は、個人の市民税の非課税の範囲の規定でございます。

非課税措置の範囲に、単身児童扶養者を追加する規定を整備するもので、地方税法第295条第1項に基づき、令和3年1月1日から適用するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でございます。

電気自動車等に限り、令和4年度分及び令和5年度分の経過の規定を追加するもので、地方税法附則第30条に基づき、令和3年4月1日から適用するものでございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でございます。

附則第16条の改正に伴い規定を整備するもので、地方税法附則第30条の2に基づき、令和3年4月1日から適用するものでございます。

資料の3ページに参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例の一部改正、第4条関係でございます。

平成28年改正条例、第1条の2のうち、附則第15条の2から、附則第16条までの改正につきましては、このたびの地方税法等の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免について北海道における例により行う規定等を整備するもので、本年10月1日から適用するものでございます。

資料の4ページに参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例の一部改正、第5条関係でございます。

平成30年改正条例、第1条のうち、第48条以下の改正につきましては、資本金1億円以上の法人等が災害等の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難である場合の措置及びその他所要の規定について整備するもので、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2条から第6条は市民税、軽自動車税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 2 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第21 議案第23号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第23号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）等の公布に伴い、基礎課税額の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料5ページをごらん願います。

第2条は、課税額の規定でございます。地方税法施行令に定められている基礎課税額（医療分）の課税限度額が58万円から61万円に引き上げられたことにより、本市の課税限度額も同様に改めるものでございます。

地方税法第703条の4及び地方税法施行令第56条の88の2に基づき、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第25条は、国民健康保険税の税額の規定でございます。

低所得者に対する軽減措置を拡充するため、5割と2割軽減の判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減は、被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減は被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げるものでございます。

例えば、2人世帯の場合、5割軽減は現行では所得が88万円以下の世帯が対象でありましたが、改正後は1万円引き上げられ、89万円までの所得の世帯が対象になり、また2割軽減は現行133万円以下の所得の世帯が対象でありましたが、改正後は2万円引き上げられ、135万円までの世帯が対象となるものでございます。

地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の89の規定に基づき、平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。  
附則第2項は、適用区分でございます。説明は省略させていただきます。  
以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、議案第23号について採決をいたします。  
ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

### 日 程 追 加 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

各委員長より、閉会中の継続審査の申し出があります。会議規則第20条の規定により、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。  
閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、議題といたします。  
議事日程の変更について、事務局長から説明いたします。  
中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 議事日程の変更について御説明いたします。  
お手元の日程表の日程第21の次に日程第22 閉会中の継続審査の申し出についてを追加  
願います。  
以上であります。

### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第22 閉会中の継続審査の申し出についてであります。  
各委員長より、委員会において審査を要する事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。  
したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。  
これもちまして、令和元年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

（午前11時24分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会臨時議長 谷 秀 紀

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 女 鹿 聡